

事務連絡
令和2年9月

建設業関係団体事務局 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

「建設業取引適正化推進期間」に関する機関誌への広報等について（お願い）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記推進期間の実施については、令和2年9月13日付け国不建推第13号をもってお知らせしたところです。

建設業の取引適正化に向けた取組は、建設業界を挙げた取組が必要であり、10・11・12月の推進期間を広く周知し、その実効性を高めていきたいと考えております。

つきましては、資料を送付させていただきますので、大変恐縮ですが、貴団体が発刊する機関誌等で御紹介や、HP等を活用した幅広い周知に御協力をいただければ幸甚に存じます。

また、併せて推進期間のポスターを貴団体あて送付させていただきますので、大変お手数ですが、傘下会員企業等への配布方よろしくお願ひいたします。

なお、ポスターの電子媒体は国土交通省の以下のHPに掲載しておりますので、御活用いただければ幸甚に存じます。

（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000027.html）

【問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

建設業適正取引推進指導室

課長補佐 佐藤（内24715）、専門調査官 佐々木（内24718）

03-5253-8111（代）

E-MAIL sasaki-t28@mlit.go.jp（佐々木）

令和2年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来より建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしづ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、この期間に建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を集中的に行ってきているところである。

令和2年度については、11月に建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）を集中的に開催した場合、各開催会場において新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じることにより、参加人員が抑制され、周知対象を狭めてしまうおそれがあることから、今年度については、11月の集中実施に拘らず、開催日の選択肢にゆとりをもたせるため、「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、期間を10月から12月に拡大することとし、下記により、適切な「三つの密」対策を講じつつ、幅広く実施することとする。

記

1. 期間

令和2年10月1日～12月28日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な取組み

（1）建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

上記期間は、建設企業等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報

- ④ 國土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

(2) 講習会等

① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設企業等を対象とした講習会等を、期間内を中心を開催する。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、消毒液（アルコール等）の設置、他の受講者とできる限り2メートルを目安に一定の距離を保つことや、換気の励行等に努める。

② 留意事項等

- i 令和2年10月1日に一部規定を除き改正建設業法が施行され、建設業取引の適正化に関するルールも一部改正されることから、改正後の建設業法令・通達、改訂された建設業法令遵守ガイドラインなどについて、原文をただ配布するだけでなく、要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。

(3) 立入検査等

期間内は、地方整備局、都道府県並びに地方整備局と都道府県による合同の立入検査等（書面による調査も含む。以下同じ。）を重点的に実施し、立入検査等の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行う。

また、立入検査等（合同立入検査等を含む。）を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行うこととする。

なお、立入検査を行う場合には、立入検査職員並びに検査先企業の新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限に注意する。

(4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。